

# 建築物のバリアフリー化に係る制度の概要について

## 建築物移動等円滑化基準への適合義務

・バリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）により、2,000㎡以上の特別特定建築物※を建築する際に、建築物移動等円滑化基準への適合を義務付け。

※ 不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物（病院、百貨店、ホテル、老人ホーム、美術館など）

・地方公共団体は、その地方の自然的社会的条件の特殊性により、高齢者、障害者等が特定建築物を円滑に利用できないと認める場合においては、条例において

- ①建築物移動等円滑化基準への適合義務の対象となる特定建築物の追加
- ②建築物移動等円滑化基準への適合義務の対象となる建築の規模の引き下げ
- ③建築物移動等円滑化基準への必要な事項の付加を行う事が可能。

## バリアフリー環境整備促進事業による助成①

社会資本整備総合交付金により、人口5万人以上の市等における、不特定多数が利用する公共的建築物その他の高齢者・障害者等が利用する施設が整備（予定含む）される地区で、高齢者等の快適かつ安全な移動を確保する必要性が高い地区において、以下の項目について助成。

（移動システム等整備事業）

○基本構想等の策定費

○基本構想等に従って行われる以下の移動システム等の整備費

- ・移動システム等の整備費（スロープ、エレベーター等）
- ・移動システムと一体的に整備されるパブリックスペース（広場、空地、アトリウム、ホール、ラウンジ等）の整備費
- ・移動案内装置の整備費

## より高度なバリアフリー化に係る支援制度

建築物移動等円滑化誘導基準等に適合するよう、より高度なバリアフリー化がなされた特定建築物について、所管行政庁の認定を受けることと以下のような支援措置を受けることが可能。

### 表示制度

建築物を利用しようとする方々にとって、その建築物が利用しやすいか否かの情報はとても有用で便利であることから、バリアフリー法では認定を受けた特定建築物や広告などに、認定を受けている旨をシンボルマークで表示することができる。



### 容積率の特例

認定を受けた特定建築物において、高齢者や車いす利用者等の利用に配慮してトイレや廊下などの面積が増える場合に、延べ面積の1/10を限度に容積率の算定に際して延べ面積に不算入とすることができる。また、建築基準法の許可制度によりそれ以上の面積についても不算入とすることが可能。



### 税制上の特例措置

認定を受けた特定建築物（昇降機を設けた2,000㎡以上50,000㎡未満の建築物に限る）については所得税、法人税の割増償却（10%、5年間）が可能（当該建築物の取得又は事業の用に供した日が平成25年3月31日までのもの）。

### バリアフリー環境整備促進事業による助成②

社会資本整備総合交付金により、人口5万人以上の市等における、不特定多数が利用する公共的建築物その他の高齢者・障害者等が利用する施設が整備（予定含む）される地区において、認定特定建築物に係る整備費について助成。（認定特定建築物建築事業）

- ・認定特定建築物の建築に関する事業（病院、図書館等不特定多数の者が利用する建築物等で特定行政庁の認定を受けたもの）

# 【参考1】 バリアフリー法に基づく建築物移動等円滑化基準(義務基準)、建築物移動等円滑化誘導基準(誘導基準)の例

## 出入口

### ○主な基準

	義務基準	誘導基準
出入口の幅	80cm以上※1	90cm以上※2

※1 高齢者、障害者等が利用する居室等に至る1以上の経路に係る基準

※2 直接地上に通じる出入口は120cm以上



## 廊下等

### ○主な基準

	義務基準	誘導基準
廊下の幅	120cm以上※1	180cm以上※2

※1 高齢者、障害者等が利用する居室等に至る1以上の経路に係る基準

※2 廊下の状況により緩和・適用除外あり



## 傾斜路

### ○主な基準

	義務基準	誘導基準
手すり	片側設置※1	両側設置※1
傾斜路の幅	120cm以上※2	150cm以上※2

※1 低位部分は適用除外

※2 傾斜路の状況により緩和・適用除外あり



## エレベーター及びその乗降ロビー

### ○主な基準

	義務基準	誘導基準
出入口の幅	80cm以上※1	90cm以上※3
かごの幅	140cm以上※1・2	160cm以上※3
乗降ロビーの広さ	150cm角以上※1・2	180cm角以上※3

※1 高齢者、障害者等が利用する居室等に至る1以上の経路に係る基準(適用除外あり)

※2 2000㎡以上の建築物における不特定多数の者が利用するものに限る

※3 不特定多数の者が利用するもので必要階に停止する1以上のものに限る



## 便所

### ○主な基準

	義務基準	誘導基準
車いす使用者用便房の数	建物に1以上	各階に原則2%以上
オストメイト対応水洗器具を設けた便房の数	建物に1以上	各階に1以上



※その他以下の施設に係る基準がある。

- ・ 階段
- ・ ホテル又は旅館の客室
- ・ 敷地内の通路
- ・ 駐車場
- ・ 標識
- ・ 案内設備
- ・ 浴室等

バリアフリー法に基づく基本構想等の策定及び基本構想等に従って行われる移動システム等(動く通路、スロープ、エレベーター等)の整備並びに認定特定建築物への移動システム等の整備に対し、助成を行う。

## 交付対象事業者：

- ・地方公共団体、民間事業者、協議会等

## 交付内容：

### ■移動システム等整備事業

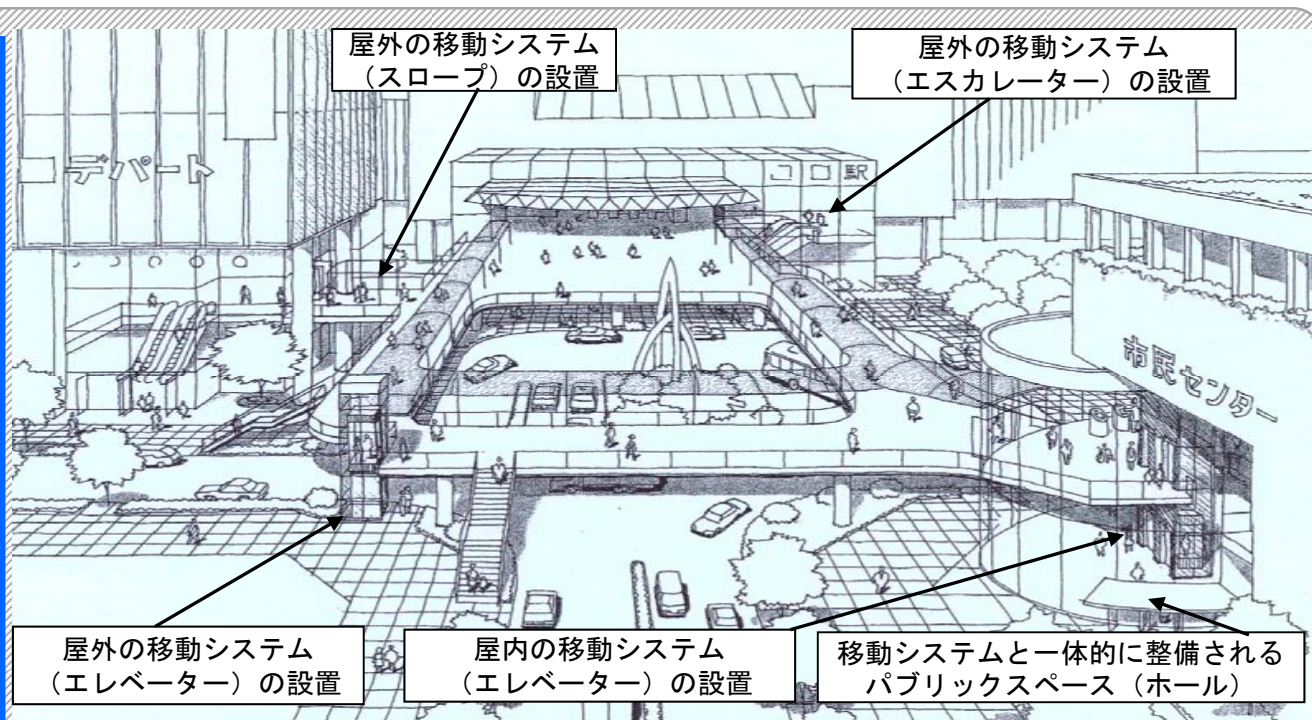
- ・基本構想等の策定
- ・屋外の移動システム整備 (スロープ、エレベーター等)
- ・建築物の新築、改修に伴う一定の屋内の移動システム整備 (市街地空間における移動ネットワークを形成するものに限る。)
- ・移動案内装置の設置
- ・移動システムと一体的に整備されるパブリックスペース (広場、空地、アトリウム、ホール、ラウンジ、トイレ等)
- ・移動ネットワークの一部を形成する身体障害者用駐車施設の整備

### ■認定特定建築物建築事業

- ・屋外の移動システム整備 (建築物敷地内の平面経路に限る。)
- ・屋内の一定の移動システム整備 (商業用以外の特別特定建築物の用途に至る経路に係るもの。)
- ・移動システムと一体的に整備されるパブリックスペース
- ・移動案内装置の設置

## 交付率：

- ・地方公共団体又は協議会等が施行者の場合  
国：1/3、地方：1/3
- ・民間事業者が施行者の場合  
国：1/3、地方：1/3、民間：1/3



### 活用事例： 栃木県小山市

おやま  
【JR小山駅周辺地区移動システム等整備事業】  
施行者：小山市  
整備内容：エスカレーターの設置等



### 活用事例： 茨城県日立市

おぎつ  
【JR小木津駅周辺地区移動システム等整備事業】  
施行者：日立市  
整備内容：エレベーター設置等



# 建築物のバリアフリー化に係る現状について①

## 建築物のバリアフリー化の状況

- 2,000㎡以上の特別特定建築物を建築する際には、建築物移動等円滑化基準への適合が義務付けられており、平成22年度には1,756件（約1,200万㎡）<sup>※1</sup>の特別特定建築物（2,000㎡以上）が建築されるなどバリアフリー化が図られている。  
※1,2 国土交通省推計
- 平成22年度実績で、2,000㎡以上の特別特定建築物の総ストックの約48%<sup>※2</sup>についてバリアフリー化が図られている。  
（参考）移動等円滑化の促進に関する基本方針（平成23年3月31日 国家公安委員会・総務省・国土交通省告示第一号）  
「2,000㎡以上の特別特定建築物の総ストックの約60%」について、平成32年度までに移動等円滑化<sup>※3</sup>を実施する」  
※3 建築物移動等円滑化基準に適合

## バリアフリー法に基づく条例策定状況（平成23年11月1日現在）

13都府県	6区市
岩手県、山形県、埼玉県、東京都、神奈川県、石川県、京都府、大阪府、兵庫県、鳥取県、徳島県、熊本県、大分県	世田谷区、練馬区、横浜市、川崎市、高山市、京都市

### 【建築物移動等円滑化基準への適合義務の対象となる特定建築物の追加の例】

- ・学校（特別支援学校を除く）<sup>※</sup>：18行政庁（岩手県、山形県、埼玉県、東京都、神奈川県、石川県、京都府、大阪府、兵庫県、鳥取県、徳島県、熊本県、世田谷区、練馬区、横浜市、川崎市、高山市、京都市）  
※ 幼稚園を除く等、地方公共団体によりさらに限定している場合がある
- ・保育所：13行政庁（埼玉県、東京都、神奈川県、京都府、大阪府、兵庫県、鳥取県、世田谷区、練馬区、横浜市、川崎市、高山市、京都市）
- ・共同住宅：12行政庁（埼玉県、東京都、神奈川県、京都府、大阪府、兵庫県、鳥取県、世田谷区、練馬区、川崎市、高山市、京都市）

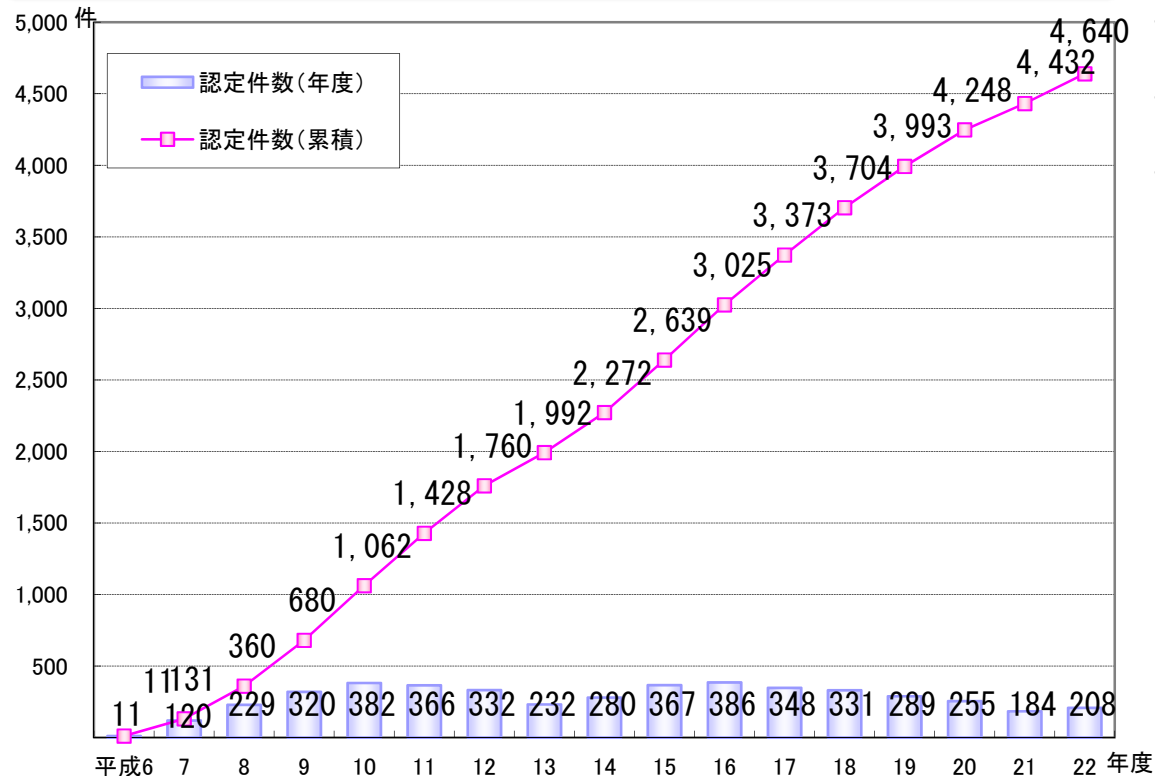
### 【建築物移動等円滑化基準への適合義務の対象となる建築の規模の引下げの例】

- 不特定多数の人が利用する官公署
  - ・1,000㎡以上：山形県、石川県、京都府、徳島県、熊本県、大分県、京都市
  - ・500㎡以上：神奈川県
  - ・100㎡以上：鳥取県
  - ・全ての規模：埼玉県、東京都、大阪府、兵庫県、世田谷区、練馬区、横浜市、川崎市、高山市

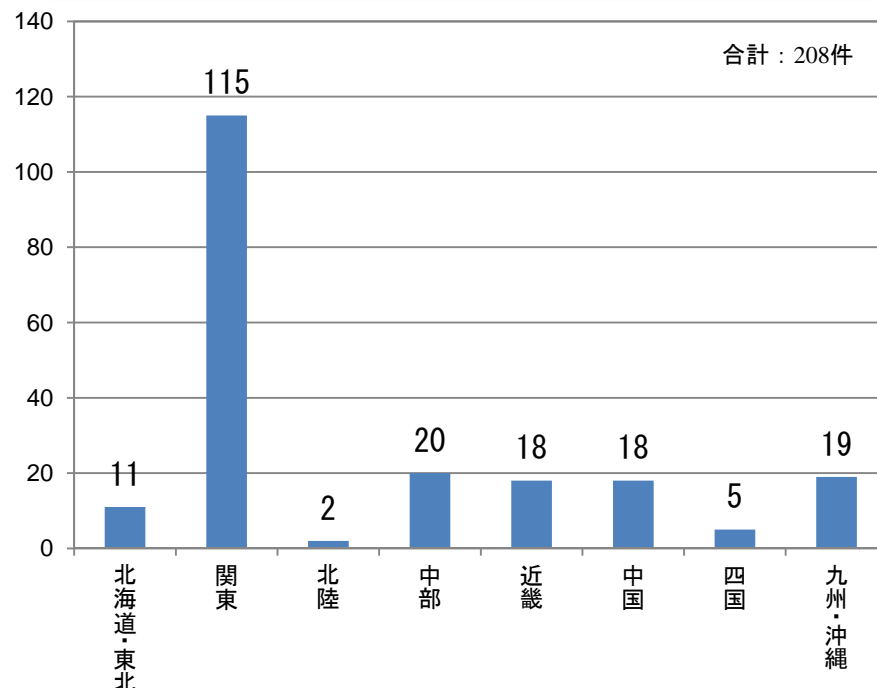
### 【建築物移動等円滑化基準への必要な事項の付加の例】

- ・移動等円滑化経路における出入口、廊下、階段等の幅の下限値の引き上げ
- ・出入口に降雨・降雪の影響を少なくするひさし等を設置
- ・一定の建築物の浴室における手すりの設置、出入口幅の確保 等

認定を受けた特定建築物の件数の推移  
【平成6年度～平成22年度の累計実績】



誘導基準等に適合する特定建築物の建築及び維持保全の計画の認定件数(地域別)【平成22年度実績】



認定を受けた特別特定建築物の件数及び割合  
【平成22年度実績】

2,000㎡以上の特別特定建築物※(推計値)	1,756件 (100%)	12,144,090㎡ (100%)
認定を受けた2,000㎡以上の特別特定建築物(実績値)	206件 (11.7%)	5,973,581㎡ (49.2%)

※国土交通省推計

誘導基準等に適合する特定建築物の建築及び維持保全の計画の認定件数(用途別)【平成6年度～平成22年度累計実績】

建築物の用途	認定件数	シェア
卸売市場、百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	2206	47.5%
病院、診療所	408	8.8%
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	312	6.7%
老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの	189	4.1%
集会場、公会堂	178	3.8%
事務所	167	3.6%
その他(複合用途建築物含む)	1180	25.4%
合計	4640	100.0%